

保険料の納付方法について ～普通徴収と年金天引き（特別徴収）～

国民健康保険の保険料は、普通徴収の場合、6月から3月までの10回払いで、口座振替や納付書で納付いただきますが、世帯主が65歳以上で、一定の条件を満たす世帯については、年金天引き（特別徴収）による納付となります。

■ 年金天引き（特別徴収）の対象世帯

次の条件すべてにあてはまる世帯が、年金天引き（特別徴収）となります。

年金天引き（特別徴収）の対象となる世帯の条件

- ①世帯内の国保加入者全員が65歳以上75歳未満
 - ②世帯主（納付義務者）が国保に加入している
 - ③国民健康保険料を口座振替で納付していない
 - ④世帯主が年額18万円以上の年金※を受給している
 - ⑤介護保険料と国民健康保険料の1期分の特別徴収額の合計が、1回分の年金受給額の2分の1を超えない
- ◎世帯主が今年度中に75歳になる世帯は、年金天引き（特別徴収）の対象外となります。

※年金天引き（特別徴収）の対象となる年金は国が政令で定めており、受給されている年金の老齢基礎年金部分が年金天引き（特別徴収）の対象となります。なお、複数の年金を受給されている場合は、国が政令で定める順位により対象となる年金が決定されます。（受給額の大小は関係ありません。）

■ 年金天引き（特別徴収）への変更時期

世帯主が65歳になり上記の条件に該当した場合の、年金天引き（特別徴収）に変わる時期の目安は次のとおりです。ただし、帯広市の国民健康保険に加入されたばかりの世帯や、世帯状況が変わった世帯は、開始時期が異なることがあります。年度の途中で納付方法が変更になる場合はお知らせいたします。

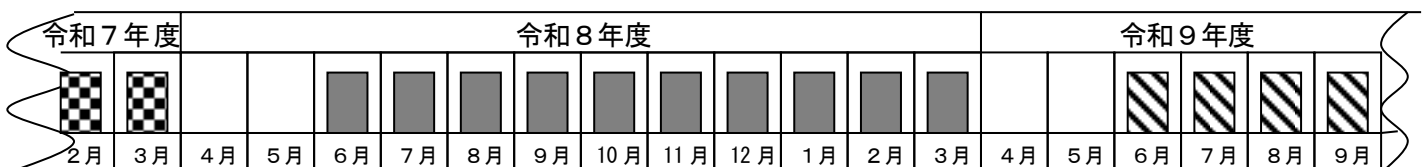
世帯主が65歳になる場合に、年金天引き（特別徴収）に変更になる時期の目安

- 世帯主が 4月3日～10月2日に65歳になった → 翌年の4月から
- 世帯主が 10月3日～12月2日に65歳になった → 翌年の6月から
- 世帯主が 12月3日～2月2日に65歳になった → 次の8月から
- 世帯主が 2月3日～4月2日に65歳になった → 次の10月から

■ 普通徴収による納付

普通徴収の場合、年度当初から国保に加入されていれば、その年度の1年分の保険料を6月から翌年3月までの10回に分けて納付していただきます。年度途中での加入の場合は、届け出の翌月からの納付開始となります。

口座振替による納付と、金融機関やコンビニでの納付書による納付、スマートフォン決済アプリでの納付があります。便利な確実な口座振替がおすすめです。













■ 年金天引き(特別徴収)による納付

その年度の保険料は、前年中(令和8年度の保険料であれば令和7年1月～12月)の所得等に基づいて算定します。しかし年金天引き(特別徴収)で納める場合、4月・6月・8月の納付額は、前年中の所得が確定していない時期に算定するため、前々年中(令和8年度の保険料であれば令和6年1月～12月)の所得等に基づいて算定します。なお、前年度から特別徴収が継続されている方の4月・6月・8月の納付額は、原則として前年度の2月の納付額と同額になります。この4月・6月・8月の徴収のことを「仮徴収」といいます。

また、10月・12月・2月の納付額は、確定した年間保険料から、仮徴収で納付いただいている保険料を差し引いた残りの金額を3回に分けて算定します。この10月・12月・2月の徴収のことを「本徴収」といいます。なお、原則として、この2月の納付額と同額を翌年度の4月・6月・8月に仮徴収として納付いただきます。

●前年度から年金天引き(特別徴収)を継続している世帯の納付のイメージ

令和7年度	令和8年度						令和9年度		
									
2月	4月	6月	8月	10月	12月	2月	4月	6月	8月
本徴収	仮徴収			本徴収			仮徴収		
	前年度2月の納付額と同額を納めます。			確定した年間保険料から、4月～8月に納める額を差し引きし、3回に分けて納めます。(納付額は6月にお知らせします。)			前年度2月の納付額と同額を納めます。		

なお、年度途中で国民健康保険料が増額になった場合は、増額分の保険料は納付書払いまたは口座振替(普通徴収)で納めていただきます。

また、国民健康保険料が減額になった場合は、年金天引き(特別徴収)が中止になることがあります。

